

様

鹿島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する人	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	住 所	〒		
	本 籍		筆頭者	
	連絡先			

・代理人 ☐委任状 ・法定代理人 (☐未成年者法定代理人・☐成年後見人)

代 理 人	ふりがな 氏 名	
	住 所	〒
	連 絡 先	

○窓口に来た方が本人であることが確認できる書類(運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券等)

郵送の場合は、本人確認書類の写しを提出してください。

○代理人による申し込みの場合は、委任状（必ず原本を提出してください。）

○法定代理人による申し込みの場合は、通知を希望する人との関係がわかる戸籍（本籍地が当市である場合は、省略することができます。）

(注) 裏面に制度の説明及び注意事項を記載していますのでお読みください。

※次の欄は記入しないでください。

受付者	入力者	受 付 方 法		本人等確認方法	備 考
		□本人 □代理人 □法定代理人	□来庁 □郵送	□運転免許証 □旅券 □個人番号カード □住民基本台帳カード □その他()	

鹿島市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、鹿島市にこの申込書により事前登録された方（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者（注2）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し事前登録者に係る住民票等の写しを交付したときは、事前登録者又は法定代理人に鹿島市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。

- (1) 国等の公用の請求の場合
- (2) 市長が特別な事情があると認めたとき

- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人等の代理人・本人等以外の者）

※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。

- 4 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律及び鹿島市情報公開条例の規定の範囲内において、同法及び同条例の規定に基づき本人が開示請求することができます。

ただし、開示請求が認められた場合においても同法及び同条例の規定に基づき、氏名等公開ができない場合もあります。

- 5 事前登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由等により自ら手続きをすることができない場合は、委任状による代理での事前登録の申込みをすることができます。
- 6 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 事前登録を受けようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接申込みをすることができないとき。
- (2) 他の市区町村に居住しているとき

- 7 登録の有効期間はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、事前登録者が死亡、失踪宣告、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

- 8 事前登録を廃止する場合、又は転居等により事前登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、変更の届出を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を廃止します。

注1：「住民票の写し等」とは、次のものを指します。

住民票（除かれた住民票を含む。）の写し

住民票記載事項証明書（除かれた住民票記載事項証明書を含む。）

戸籍の附票（除かれた附票を含む。）の写し

戸籍（除籍を含む。）の謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書

注2：「第三者」とは、本人等の代理人、本人等以外の方をいいます。

本人等とは、住民票の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍の場合は、本人又は配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。